

平成26年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	小牧市介護保険事業特別会計繰出金				担当部	健康福祉部				
	会計区分	一般会計		事業類型	法定受託系	担当課	介護保険課				
	事業期間	平成12年度以前		～	平成30年度以降		担当係	保険資格係			
	総合計画 分野別計画	主目的	2 保健・福祉		11 保険・福祉医療		2 健全な介護保険制度を運営します				
		副目的									
	予算区分	款	3	項	2	目	4	大	4	中	1
	根拠法令・個別計画	介護保険法第124条									
	目的 (対象をどのような状態にするのか)	介護保険事業の健全な運営を図るための介護保険事業特別会計に対する繰出金。介護給付費に対する法定負担分と保険料で賄うことができない事務費への繰り出しを行うことを目的とする。									
内容 (手段)	<p>介護給付費及び地域支援事業に対する法定負担分と保険料で賄うことができない事務費用を一般会計から介護保険事業特別会計に繰出金として支出する。 (法定負担割合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険給付費に要する費用(介護特会歳出2款総額)の12.5%、</li> <li>・地域支援事業費の内介護予防事業費(介護特会歳出3款1項総額)の12.5%、</li> <li>・地域支援事業費の内包括的支援事業費・任意事業費(介護特会歳出3款2項総額)の19.75%</li> </ul> <p>繰り入れた翌年度に、充当した事業の決算額を踏まえて精算する。 介護保険の資格管理、保険料賦課・徴収事務、要介護認定調査事務、要介護審査会運営事務、介護給付費の支払・チェック、介護事業者の指導等を行った。</p> <p>◆25年度直接経費の内訳 介護保険事業特別会計繰出金 (842,959千円)</p> <p>◆26年度直接経費の内訳 介護保険事業特別会計繰出金 (1,002,704千円)</p>										
受益者負担											

		単位	H23決算額	H24決算額	H25決算額	H26予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	787,039	838,351	842,959	1,002,704	
		正職員	従事者数	人	0.10	0.10	0.10	0.10
			人件費	千円	526	526	526	526
		その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
			人件費	千円	0	0	0	0
		費用合計		千円	787,565	838,877	843,485	1,003,230
対前年比		%		106.5	100.5	118.9		
財源	一般財源	千円	787,565	838,877	843,485	1,003,230		
	国・県支出金	千円	0	0	0	0		
	その他財源	千円	0	0	0	0		

業 績	活動指標名		単位	H23	H24	H25	H26
	サービス受給者数	人	目標	—	—	—	—
			実績	2,895	3,163	3,342	
			目標				
			実績				
			目標				
			実績				
	成果指標名		単位	H23	H24	H25	H26
サービス受給者1人当 たりの事業費	千円	目標	—	—	—	—	
		実績	1,833	1,789	1,749		
		目標					
		実績					

事業の自己評価	平成25年度の実施結果	事業の達成状況	介護給付費に対する法定負担分と保険料で賅うことができない事務費への繰り出しを行うことにより、介護保険事業の円滑な運営を図ることができた。			
		事業実施における課題	高齢化が進むことで、年々介護事業費が増大している。			
		事業を縮小・廃止したときの影響	法律で負担が義務付けられているものであり、事業を縮小、廃止するという事になれば、市としての責任を放棄することとなり、介護保険事業の円滑な運営が困難になるばかりか、地方自治体としての存在価値が問われる。			
	平成26年度の改善内容	26年度における事業の改善・見直し内容(新規追加事項、廃止・削減事項等)	課題の解決は、制度は国、事業は特別会計で取り組むものであり、本事業は決められた事を粛々と正確に効率的におこなう以外にすべきことはない。			
	平成27年度の事業の方向性	方向性の判定	維持	事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの(対象や手段を見直す場合も含む)		
		判定理由	法律で負担が義務付けられている事業であり、市としての責任を果たす意味で、継続して実施していかなければならない。			
27年度以降の改善案		課題の解決は、制度は国、事業は特別会計で取り組むものであり、本事業は決められた事を粛々と正確に効率的におこなう以外にすべきことはない。				

二次評価	方向性の判定	判定理由
	維持	一次評価のとおり。